

戸塚第三小学校 いじめ防止基本方針

1 基本理念

- ・いじめは重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめの防止に取り組む。
- ・いじめはどの児童にも起こりうるとの認識に立ち、いじめの早期発見に努める。
- ・児童の生命及び心身を保護することが特に重要であるとの認識に立ち、いじめを受けた児童に寄り添うとともに、家庭・学校・地域や関係諸機関等との連携により、これを解決する。

2 組織

- ・学校サポートチーム・・・校長、副校長、生活指導部、担任、副担任、特別支援教育コーディネーター
スクールカウンセラー、地域及び関係機関

3 未然防止のための取組み

- ・道徳教育、人権教育、児童指導、学級指導等の充実を図り、また各教科等のあらゆる教育活動を通して、いじめは決して許されるものではないことを教育し、いじめ防止に努める。
- ・学級担任による問題を抱えた児童への積極的な働きかけをする。
- ・情報関係の専門家等を活用するなど、情報モラル教育を推進する。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかげがえのない存在であること、命の大切さについて、道徳科や学級活動等での指導を通して意図的・計画的・継続的に育む。

4 早期発見のための取組み

- ・全教員による校内巡回等を通じた児童の観察。
- ・定期的に学校生活アンケートを児童に取り、早期発見に努める。
- ・学年便りや保護者会の積極的な活用、保護者相談の実施。
- ・スクールカウンセラーによる児童面談、特に5年生は全員面談の実施。

5 早期対応のための取組み

- ・日頃から連絡帳等を活用しながら、学級担任と保護者が緊密に情報交換できるようにし、児童のわずかな変化も見逃さないように努める。
- ・被害児童の安全の確保とスクールカウンセラー等を活用したケア、加害児童に対する組織的・継続的な観察・指導等。
- ・保護者とのこまめな連絡と共感的に理解することや地域人材を活用した登下校の見守りなどを実施する。
- ・情報の共有化を図り、他の職員の協力を得る。
- ・いじめの防止等の対策が、専門知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修の充実を図る。
- ・教育相談関係機関のチラシを配布するなど情報を周知できるようにする。

6 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・児童及びその保護者が発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性そのほかのインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し効果的に対処することができるよう、授業での指導や学校行事を活用し、啓発活動を行う。

7 いじめ防止などに関する措置

- ・児童やその保護者からいじめにかかわる相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、速やかに管理職へ報告するとともに、事実の有無について確認を行う。
- ・事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、学校サポートチームによっていじめを受けた児童又はその保護者に対する支援の他に、いじめを行った児童に対する指導やその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた児童の保護者といじめを行った児童の保護者との間で争いが起こることのないよう、いじめにかかわる情報をこれら保護者と共有するための措置その他の必要な措置を行う。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、区教育委員会の指導・助言のもと所轄警察署と連携して対処する。
- ・区教委の「学校問題支援室」や都教委の「いじめ等の問題解決支援チーム」を活用する。

8 重大事態への対応

- ・いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、重大事態として対処し、事実関係を明確にするための調査をする。
- ・被害児童に対する複数教員によるマンツーマンの保護、スクールカウンセラーによるケアを図る。
- ・速やかに教育委員会に報告し、連携を図る。
- ・加害児童とその保護者に対するケアを図る。（場合によっては警察への相談・通報）

9 学校評価

- ・学校のいじめ防止等の取組みの評価と改善を行い、教員間での共有化を図る（学校評価の活用など）。
- ・学校運営協議会委員、関係諸機関、PTA等との連携を密にし、次年度の取組みに活かしていく。

10 いじめ対策に関する主な年間計画

月 日	内 容	備 考
4月 1日	いじめ防止基本方針、取組み、学校サポートチームについて	
5月	hyper-QU の取組み	
6月	ふれあい月間調査	
6月	全体での情報交換、校内での対応等についての確認	
6月、7月	スクールカウンセラーによる5年全員面談	
9月	スクールカウンセラーによる5年全員面談	
10月	hyper-QU の取組み	
11月	ふれあい月間調査	
11月	全体での情報交換、校内での対応等についての確認	
2月	ふれあい月間調査	
3月24日	1年間のまとめと次年度に向けて	
◎ 毎週金曜日	● 生活指導夕会における情報交換、校内対応等についての確認	